

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立長寿医療センターに必要な経費		事業開始年度	平成16年度	作成責任者	
担当部局庁	医政局		担当課室	政策医療課	課長 池永 敏康	
会計区分	特別会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修、並びに加齢に伴って生ずる心身の変化に関する調査及び研究を円滑に行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立長寿医療センターにおける医療の提供、研究及び研修					
実施状況	平成21年度患者数 入院患者数:4,087人 外来患者数:114,342人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	7,334	7,313	11,249	-	-
	執行額	7,072	7,055	9,776		
	執行率	96.4%	96.5%	86.9%		
	総事業費(執行ベース)	7,072	7,055	9,776		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国立長寿医療センターの円滑な運営を図るために必要な経費であり、事業を的確に遂行するため、国立長寿医療センターが自ら契約し、その用途についても全て把握している。したがって、事業目的の実現や効果の観点からの検証は十分に行われている。				
	見直しの余地	平成21年度限りの経費				
予算監視の所見率化	平成22年度より国立高度専門医療センターが独立行政法人化したことによりに伴い廃止している。					
補記	1. 「予算の状況」欄において、各年度の執行額については翌年度へ繰り越しているものは含めていない。なお、各年度の執行額に繰越額を含めると執行率は次のとおりである。					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	翌年度繰越額	-	108百万円	-		
	繰越額を含んだ執行率	(96.4%)	(97.9%)	(86.9%)		
	2. 国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末をもって廃止され、国立長寿医療センターは平成22年4月1日より独立行政法人へ移行した。					

厚生労働省 9,776百万円



A
国立長寿医療センター 5,883百万円

〔 国立長寿医療センターの運営 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.厚生労働省(国立長寿医療センター)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療機器整備費	医療機器整備費、先端医療機器整備費	2,508			
物件費	事務費、施設管理経費等	1,257			
医薬品等購入費	医薬品等購入費	1,138			
その他	長寿医療研究委託費、賠償償還及び払戻金	862			
食糧費	患者食糧費	53			
人件費	諸謝金	23			
研修費	受託研修費	21			
修繕費	各所修繕	20			
旅費	委員等旅費	1			
計		5,883	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0